

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

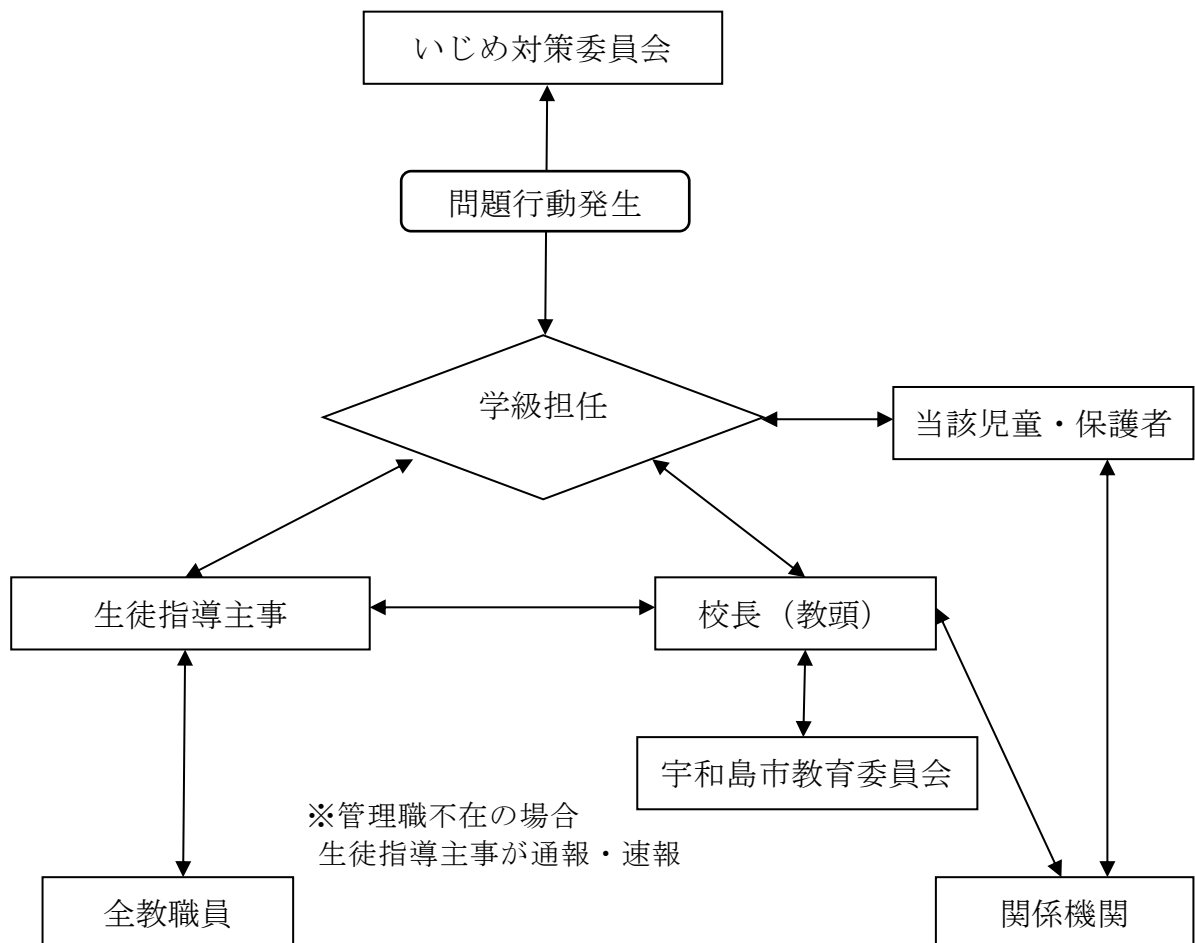
<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、その他関係職員

<校外構成員> スクールソーシャルワーカー、心理士、関係機関の助言者等

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

【いじめに対する措置フローチャート】



3 いじめ未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - ア 児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実
 - ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
 - ア 学級集団の背景、学級の問題点、教師の観察と共通点及び相違点などを考え、職員研修での共通理解を図る。
 - イ 学級担任により、生活習慣調査の一週間に並行して教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - ウ ハートなんでも相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (4) 縦割り班活動の実施
 - 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、SNS学習ノートを利用して、児童にモラル教育（iPadの適切な活用も含む）をするなど迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ア 認定こども園や中学校と情報交換や交流学习を行う。
- (7) 学校評価の実施と、取組の改善
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止等のために、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けて改善を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

ふりカエル習慣や連絡帳等を活用して児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、児童支援相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 毎学期、アンケートの実施

学期に一度、アンケートを実施する。そのアンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合）
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。